

## 公益通報等の通報受付窓口

学習院大学（以下「本学」という。）では、「学習院大学公益通報に関する規程」及び「学習院大学公益通報に関する調査委員会規程」を定め、公益通報等※1の情報を以下の通報受付窓口で受け付けております。

### ○通報受付窓口

窓 口：学習院大学 学長室経営企画課内  
住 所：〒171-8588 東京都豊島区目白1-5-1  
電 話：03-5992-1003（内線 2253）  
※電話による受付時間は平日 8:40～16:45  
F A X：03-5992-9246  
メール：keiei-kikaku@gakushuin.ac.jp

- ※1 「公益通報等」とは、本学の業務に関して違反行為※2が発生し、又はまさに生じようとしていることについて、本学の定める通報受付窓口に通報及び相談することをいう。
- ※2 「違反行為」とは、公益通報者保護法別表（第2条関係）若しくは公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成17年政令第146号）に掲げる法律又は本学の規程（第3条第2項に掲げる規程※3を除く。）に違反し、若しくは違反するおそれのある行為をいう。
- ※3 「第3条第2項に掲げる規程」とは、学習院公益通報に関する規程、学習院個人情報保護規程、学習院大学人権問題委員会規程、学習院大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程、学習院大学における研究費等に係る不正使用の防止等に関する規程及び学習院大学利益相反マネジメント委員会規程を指す。

### ○公益通報等を行うことができる者

本学に勤務する教職員（本学の業務を行う者であって本学の教職員以外の者を含む。）及び通報の日から1年以内に本学の教職員であった者（本学の業務を行う者であって本学の教職員以外の者を含む。）は、通報受付窓口を利用することができます。

### ○公益通報等の方法

別に定める「学習院大学 公益通報受付シート」に記入のうえ、電子メール、電話、文書、ファクシミリ又は面会により原則として顕名で公益通報等を行ってください。

以 上